

## 今回からここが変わります

### 1 「扶養者の所得が1,000万円超」に加え「配偶者の収入が0円」の場合は手続きを

税制改正に伴い、扶養者の所得が1,000万円を超えた場合は「配偶者控除」が適用されなくなります。さらに配偶者の収入が0円の場合は、次のいずれかの手続きで所得の申告が必要です。手続きを行わないと配偶者は未申告者となるため、非課税証明書などが発行できません。

- (1) 扶養者が確定申告書または市・県民税の申告書で、配偶者を「同一生計配偶者」として申告する。
- (2) 配偶者が市・県民税の申告書で、収入が0円の申告をする。  
前年度の所得情報から、対象の可能性のある方へ、1月下旬に市・県民税の申告書を送付します。送付されない場合も対象となる可能性がありますので、詳細は市民税課へお問い合わせください。

### 2 医療費控除に国民健康保険と後期高齢者医療保険が発行する「医療費通知書」が使用できます

医療費控除の際に、平成30年分の「医療費通知書」を添付することで、医療費の明細の記入を省略できます。詳細は、国保医療課(国民健康保険係 ☎235・4594、高齢者医療係 ☎235・4595)へお問い合わせください。国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の「医療費通知書」については、健康保険組合などの発行元にお問い合わせください。

### 3 2つの方式でe-Taxがより簡単に

#### 〈マイナンバーカード方式〉

マイナンバーカードとICカードリーダーライターがあれば、e-Taxを利用するための税務署への事前申請が不要です。

#### 〈ID・パスワード方式〉

マイナンバーカードがなくても、税務署で職員と対面して本人確認を行うことで発行される「ID」「パスワード」でe-Taxが利用できます。詳細は、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)をご覧ください。

※住民基本台帳カードに搭載の電子証明書の機能は、昨年12月で終了しました。e-Taxで確定申告をする方は、マイナンバーカードへの切り替えをお勧めします。



確定申告、市・県民税の申告に持参するもの

所得税および復興特別所得税の確定申告は①～⑩、市・県民税の申告は①～⑦を持参してください。なお、申告内容によりその他の資料が必要になる場合があります。

- ① 印鑑・筆記用具・計算用具
- ② マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード・通知カードなど)
- ③ 本人確認書類(運転免許証・パスポート・健康保険証など)  
※マイナンバーカード持参の場合は不要
- ④ 源泉徴収票(原本)
- ⑤ 社会保険料の年間納入額が分かる領収書または証明書(国民年金は控除証明書)
- ⑥ 生命保険・地震保険など各種控除証明書(年末調整分を除く)
- ⑦ 医療費控除やセルフメディケーション税制(医療費控除の特例制度)がある場合は、明細書(医療費通知書の添付があれば明細の記入省略可)。寄附金控除がある場合は、領収書または受領証明書
- ⑧ 申告者本人の銀行口座番号
- ⑨ 前年分の確定申告をしている方は、確定申告書の控えまたは写しなど
- ⑩ 税務署からお知らせはがきが郵送された方は、そのはがきなど
- ⑪ e-Tax利用者は利用者識別番号と暗証番号

場市役所401会議室

▽ 2月13日(水)～15日(金) 受け付けは8時30分から

▽ 午前の部 9時～12時

▽ 午後の部 13時～15時30分

場市役所401会議室

対小規模納税者(平成30年中の所得金額が300万円以下の方)の所得税および復興特別所得税、個人消費税、年金受給者および給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告。ただし、譲渡所得がある方、所得金額が高額な方、ことし初めて住宅借入金等特別控除を受ける方および相談内容が複雑な方などを除く

他申告書の提出のみはできません。混雑している場合は、先着順で早め受け付けを締め切る場合もありますのでご注意ください

## 税理士による無料申告相談

# 期間内の申告・納税を!

## 2月18日～3月15日は確定申告期間です

大和税務署 ☎(262)9411 / 市民税課 ☎(235)8594

平成30年分所得税および復興特別所得税の確定申告の準備をお願いします。申告書はご自身で作成し、期間内に大和税務署へ提出してください。また、市役所でも次のとおり受け付けます。なお、納税については最寄りの金融機関でお願いします。

### 市役所でできる確定申告

場市役所401会議室

対【収入】給与と公的年金のみで源泉徴収票をお持ちの方【控除】医療費・社会保険料・生命保険料・扶養・寄附金の追加など

日 2月18日(月)～3月15日(金)の平日、ただし2月24日・3月3日(日)は受け付けます

午前の部 8時30分～12時(受け付けは11時まで。11時前に100人を超えた場合は午後の部へ)

午後の部 13時～17時15分(受け付けは15時30分まで)

他混雑時は受付終了時間が早まる場合があります。郵送による提出はできません。なお、3月2日(土)8時30分～12時の土曜開庁日は、完成した申告書に限り、市民税課で収受します

### 市役所でできない確定申告

次の①～⑤に該当する方は、直接大和税務署で申告してください。申告書作成会場の受け付けは16時までです。なお、2月24日・3月3日(日)も大和税務署は開署していません

- ① 給与・公的年金以外の収入に関する

### 「公的年金等に係る雑所得」の確定申告

る申告(事業・不動産・配当・一時・公的年金以外の雑(報酬・原稿料・講演料など)・譲渡所得など)

- ② 住宅借入金等特別控除の申告
- ③ 雑損控除の申告
- ④ 特定支出控除の申告
- ⑤ 平成29年分以前の申告

完成した申告書に限り、市役所でも収受します。

### 市・県民税(個人住民税)の申告

平成31年度市・県民税(個人住民税)の申告書の提出期限は3月15日(金)です。申告がないと、国民健康保険税や介護保険料などの金額に影響があるほか、課税証明などの発行も市・県民税の申告が必要です。

がでなくなる場合があります。なお、次の①～④に該当する方は申告不要です。

- ① 所得税および復興特別所得税の確定申告をした方
- ② 平成30年中の収入が給与のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている方
- ③ 平成30年中の収入が公的年金のみで、収入金額の合計額が400万円以下であり、公的年金の源泉徴収票の控除内容に変更や追加(生命保険料控除・医療費控除など)がない方
- ④ 市内に居住する方の年末調整や確定申告で扶養親族になっている方

▼ 申告方法 2月15日(金)までは市民税課(土曜開庁日も含む)で、2月18日(月)～3月15日(金)は市役所401会議室で確定申告と同様の時間内に提出してください。郵送による提出もできます。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告書などを作成することができます。確定申告関係用紙は、国税庁ホームページからダウンロードできるほか、各税務署で配布しています。2月初旬からは市民税課窓口でも配布します。